

研究活動上の不正行為及び競争的資金等の不正使用の防止等に関する規程

一般財団法人日本生物科学研究所

第1章 総 則

(趣旨)

第 1 条 本規程は、一般財団法人日本生物科学研究所(以下「当所」という。)における研究活動上の不正行為(以下「不正行為」という。)、及び競争的資金等の不正使用(以下「不正使用」という。)の防止並びにこれら不正が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 本規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 競争的資金等：国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことで、民間(財団・企業等)を通じて配分される資金を含む。

(2) 不正行為：

① 故意又は研究員等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

・捏 造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること

・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

・盗 用：他の研究員のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究員の了解又は適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(3) 不正使用：

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容や条件に違反した使用

(4) 研究員等：

① 当所従業員のうち研究員及び競争的資金等を用いた研究に従事している技術スタッフ及び事務担当者等の関係者

② 共同研究等により当所の施設・設備を利用する外部研究者

(研究員等の責務)

第 3 条 研究員等は、不正行為や不正使用その他の不適切な行為を行ってはならない。また、他の者によるこれら不正の防止に努めなければならない。

2. 研究員等は、研究倫理教育及び競争的資金等の使用ルールとその責任等に関するコンプライアンス教育を受けなければならない。

3. 研究員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を

担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための運営・管理体制

(最高管理責任者)

第4条 理事長は、研究倫理の向上及び競争的資金等の運営・管理に係る最終責任を負う者として、不正防止対策の基本方針等を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び競争的資金等の運営・管理について当所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、所長をもって充てる。

2. 統括管理責任者は、研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。

(競争的資金等コンプライアンス推進責任者)

第6条 研究実施部門における競争的資金等の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、競争的資金等コンプライアンス推進責任者を置き、研究部門長をもって充てる。

(不正防止計画)

第7条 統括管理責任者は、不正使用を発生させる要因の把握に努め、不正防止の総合的な推進を図るための不正防止計画を別途策定するものとする。

(不正防止計画推進委員会)

第8条 当所の競争的資金等の不正防止計画を推進するため、統括管理責任者のもとに不正防止計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、次の各号をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者（所長）
- (2) 経営企画担当理事
- (3) 研究部長
- (4) 管理部長
- (5) 最高管理責任者が指名する職員 若干名

3. 前項(5)の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 委員会は、不正防止計画の推進のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること
- (2) 関係部門と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること
- (3) 研究員等の行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施
- (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること

(委員会の運営)

第 9 条 委員会には委員長を置き、所長をもって充てる。

2. 委員長は、委員会を召集し議長となる。
3. 委員会は、委員の 3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(内部監査)

第 10 条 最高管理責任者は、不正防止のため監査室に内部監査を実施させる。

2. 監査室は、委員会と連携し、不正発生要因を踏まえたモニタリング等を実施する。
3. 内部監査についての必要な事項は、別に定める。

第 3 章 告発等の受付

(事務手続きに関する相談窓口の設置)

第 11 条 当所における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため事務手続き相談窓口を管理部内に設置する。

2. 事務手続き相談窓口は、当所における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する当所内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、当所における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

設置場所：〒198-0024 青梅市新町 9-2221-1

一般財団法人日本生物科学研究所 管理部

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）

電話番号：0428-33-1018

e-mail : sodan@nibs.or.jp

(不正に関する相談・告発等窓口の設置)

第 12 条 不正行為・不正使用に関する相談又は告発等の通報に適切に対応するため受付窓口（以下「告発窓口」という。）を監査室内に設置する。

2. 前項による相談・告発等を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

設置場所：〒198-0024 青梅市新町 9-2221-1

一般財団法人日本生物科学研究所 監査室

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）

電話番号：0428-33-1013

e-mail : hotline@nibs.or.jp

(告発の受付体制)

第 13 条 不正行為・不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2. 告発は、原則として、顕名により、不正行為・不正使用を行ったとする研究員又は研究グル

ープ等の氏名又は名称、不正行為・不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3. 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
4. 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に関係する部門長等に、その内容を通知するものとする。
5. 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
6. 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合（不正行為・不正使用を行ったとする研究員または研究グループ等の氏名または名称、不正行為・不正使用の態様その他事案の内容の明示、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

- 第14条 不正行為・不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
2. 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 3. 相談の内容が、不正行為・不正使用が行われようとしている、または不正行為・不正使用を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
 4. 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

- 第15条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
2. 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 3. 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

- 第16条 本規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また退職後も、同様とする。
2. 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3. 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
4. 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第17条 部門長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするため、適切な措置を講じなければならない
2. 当所に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な扱いをしてはならない。
 3. 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則に基づく賞罰委員会並びに常任理事会の議を経て、処分を課すことができる。
 4. 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第18条 当所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
2. 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則に基づく賞罰委員会並びに常任理事会の議を経て、処分を課すことができる。
 3. 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第19条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
2. 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 3. 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第20条 第13条に基づく告発があった場合又は当所がその他の理由により予備調査の必要を認

めた場合は、最高管理責任者は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査の指示を行うものとする。

2. 予備調査委員会は、5名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
3. 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
4. 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第21条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2. 告発がなされる前に取下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第22条 予備調査委員会は、告発を受けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

2. 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
3. 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
4. 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関または関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等は保存するものとする。
5. 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、当該事業に係る研究費の配分機関または関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第23条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2. 調査委員会の委員の半数以上は、当所に属さない外部有識者でなければならない。また、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
3. 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 最高管理責任者が指名した者 2名
 - (2) 研究分野の知見を有する者 2名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名

(本調査の通知)

第24条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名と所属を告発者及び被告発者に通知する。

2. 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に対する異議を申し立てることができる。
3. 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第25条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。

2. 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
3. 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
4. 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
5. 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機械並びに機器の使用等を保障するものとする。
6. 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事業に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第26条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第27条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2. 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が当所でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
3. 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第28条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした資金配分機関または関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資

金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第29条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前データ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正の疑惑への説明責任)

第30条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2. 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第25条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為・不正使用の認定

(認定の手続き)

第31条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為・不正使用が行われたか否か、また不正行為・不正使用と認定された場合はその内容及び悪質性、当該不正に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2. 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3. 調査委員会は、不正行為・不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4. 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5. 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第32条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為・不正使用か否かの認定を行うものとする。

2. 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為・不正使用を認定することはできない。

3. 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為・不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在するべ

き基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為・不正使用であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第33条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定も含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為・不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2. 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
3. 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当所以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第34条 不正行為・不正使用が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2. 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
3. 不服申立ての審議は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
4. 前項に定める新たな調査委員は、第23条第2項及び第3項に準じて指名する。
5. 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが該当事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを合わせて通知するものとする。
6. 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
7. 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第35条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出

- を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
2. 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合は、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 3. 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 4. 最高管理責任者は、本条 2 項または 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為・不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 36 条 最高管理責任者は、不正行為・不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
2. 前項の公表における公表内容は、不正行為・不正使用に関与した者の氏名・所属、不正行為・不正使用の内容、当所が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 3. 前項の規定にかかわらず、不正行為・不正使用があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 4. 不正行為・不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 5. 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為・不正使用がなかったこと、論文等に故意又は研究員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順を含むものとする。
 6. 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等を公表する。

第 7 章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第 37 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置

を講じることができる。

2. 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第38条 最高管理責任者は、不正行為・不正使用に関与したと認定された者、不正行為・不正使用が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第39条 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為・不正使用と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2. 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
3. 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第40条 最高管理責任者は、不正行為・不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2. 最高管理責任者は、不正行為・不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第41条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為・不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2. 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係官庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第42条 本調査の結果、不正行為・不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2. 最高管理責任者は、関係する部署の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
3. 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配

分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(改廃)

第43条 本規程の改廃は管理部長が起案し、常任理事会の決定後に実施する。

附則

この規程は、2017年3月24日から施行する。

2019年2月7日 一部改正

2021年2月4日 規程の名称変更ほか一部改正